

石川県公報

令和8年4月7日

第13897号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
告 示	
○随意契約の相手方等 (税務課) 1	○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (同) 3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 1	○公共測量終了公告 (監理課) 3
公 告	
○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課) 2	○公共測量終了公告 (同) 3
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同) 2	○公共測量終了公告 (同) 4
○県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告 (同) 2	○公共測量終了公告 (同) 4
	○公共測量終了公告 (同) 5

告 示

石川県告示第139号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県税務総合情報システム更新事業業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部税務課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年2月27日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号 豊洲センタービル
- 随意契約に係る契約金額
1,367,300,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に該当するため

石川県告示第140号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定年月日	サービスの種類
1770400248	社会福祉法人寿福社会	特定施設 ふるさと能登 輪島市気勝平町1-270	令和8年 4月1日	特定施設入居者生活介護

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
鶴 来 土 地 改 良 区	令 和 8 年 3 月 2 5 日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和8年4月8日から同年5月12日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県営土地改良総合整備事業	邑知潟地区 (農業用排水施設)	県営土地改良事業計画書の写し	羽咋市産業建設部農林 水産課 中能登町農林課
〃	〃 (区画整理)	〃	〃
〃	〃 (暗渠排水)	〃	〃
水利施設等保全高度化事業 (農地集積促進型)	吉崎地区	〃	羽咋市産業建設部農林 水産課

県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を定めたので、その関係書類を令和8年4月8日から同年5月12日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	吉倉地区	県営緊急防災工事計画書の写し	津幡町産業建設部農林 振興課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和8年4月8日から同年5月12日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営震災対策農業施設整備 事業	大場地区	県営緊急耐震工事計画書の写し	金沢市農林水産局農業 基盤整備課

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	令和7年11月1日から 令和8年2月12日まで	金沢市清川町、寺町一丁目、同町三丁目、同町五丁目、野町一丁目、同町三丁目、泉野町三丁目

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局河川部長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (航空レーザ測量)	令和7年9月10日から 令和8年3月31日まで	輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町、穴水町

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作業種類	作業期間	作業地域

公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 測 深 測 量)	令和7年10月1日から 令和8年2月27日まで	白山市白峰、尾添、中宮、荒谷、瀬戸、木滑新地先
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和7年10月1日から 令和8年3月16日まで	能美市牛島町
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和7年10月1日から 令和8年3月16日まで	能美市佐野町

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和7年6月2日から 令和8年2月27日まで	輪島市町野町地先
公 共 測 量 (基 準 点 測 量 、 復 旧 測 量)	令和7年9月8日から 令和8年2月27日まで	輪島市塚田町から輪島市久手川町 椎木
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和7年4月26日から 令和8年3月19日まで	珠洲市大谷町
公 共 測 量 (U A V レ ー ザ 測 量)	令和7年6月30日から 令和8年3月19日まで	輪島市久手川町地先
公 共 測 量 (基 準 点 測 量 、 水 準 測 量)	令和7年11月13日から 令和8年3月19日まで	輪島市久手川町地先（塚田川・久手川）

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年8月7日から 令和6年3月27日まで	小松市那谷町、菩提町地内
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和6年1月9日から 令和7年3月26日まで	小松市高堂町、能美市五間堂町、中庄町、西任田町、福岡町、寺井町、西二口町地内

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白山市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (数 値 図 化 修 正)	令和7年6月7日から 令和8年3月13日まで	白山市の一部

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、川北町長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デ ジ タ ル 空 中 写 真 撮 影 、 写 真 地 図 、 数 値 図 化)	令和7年7月8日から 令和8年3月18日まで	川北町全域